●税務証明等窓口業務労働者派遣契約に係る提案競技に関する質問と回答

	質問内容	回答
1	人員配置計画に記載されている配置人数について、各月の予定稼働日数及び総労働時間をご教示ください。また、見積金額の算出にあたっては、当該計画に基づく予定総労働時間を使用する認識でよろしいでしょうか。	各月の予定稼働日数及び予定総労働時間については、福岡市ホームページ（https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/shido/business/00002_20261023.html）に掲載している資料2の別紙8に記載している日数及びのべ時間のとおりです。 見積金額はの算出については、お見込みのとおり、予定総労働時間（資料8ののべ時間）に基づき積算してください。
2	提案金額は、予定総労働時間に時間単価を乗じた金額として算出する認識でよろしいでしょうか。また、実際の請求については、派遣労働者の実労働時間に基づく精算となりますでしょうか。時間外勤務が発生した場合の取扱い及び端数処理の方法についてもご教示ください。	提案金額の算出方法と実際の請求金額の算出方法については、お見込みのとおりです。 時間外勤務が発生した場合の取扱いについては、原則として時間外勤務の発生は想定しておりませんが、時間外派遣費の単価は時間内派遣費単価の1.25倍とします。 端数処理の方法については、福岡市ホームページ（https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/shido/business/00002_20261023.html）に掲載している資料3の「2. 請求金額の積算」のとおりです。
3	派遣開始前に、税務証明書の取扱いや税務端末の操作等に関する研修を実施する予定はありますでしょうか。実施する場合、研修時間、対象人数、実施場所及び研修時間に係る派遣料金の請求可否についてご教示ください。	派遣開始前の研修については、実施の予定はありません。
4	契約期間中に配置人数や勤務時間が変更となる可能性はありますでしょうか。また、変更が生じる場合の通知時期及び変更に伴う契約金額の取扱いについてご教示ください。	配置人数や勤務時間については、契約期間中に福岡市の都合で変更する可能性はありません。
5	本業務で使用するパソコン、税務システム端末、プリンター、電話機、机・椅子、事務用品、制服、名札等について、貴市が準備・貸与するものと、受託事業者が準備・負担するものをご教示ください。また、現在の業務運営において受託事業者側が負担している資機材・経費等があれば、併せてご教示ください。	業務に必要な設備や備品等については、福岡市が準備し貸与しますので、受託事業者が準備・負担するものはありません。
6	本業務または同種の税務証明等窓口業務について、過去3年間の契約実績（受託事業者名）をご教示ください。	過去3年度の契約実績（受託事業者）は以下のとおりです。 いずれも、提案競技における最優秀提案者との契約です。 令和8年2月～3月　株式会社　パソナ 令和7年4月～10月　株式会社　パソナ 令和7年2月～3月　株式会社　パソナ 令和6年4月～8月　株式会社　パソナ 令和6年2月～3月　株式会社　パソナ 令和5年4月～8月　株式会社　パソナ
7	派遣労働者の通勤交通費について、派遣料金とは別に請求することは可能でしょうか。また、通常の派遣料金以外に、受託事業者が負担すべき経費や、別途請求が認められる費用があればご教示ください。	派遣労働者の通勤交通費については、派遣料に交通費等一切の諸経費を含むため、派遣料金とは別に請求することはできません。 通常の派遣料金以外に受託事業者が負担すべき経費や別途請求が認められる経費については、福岡市ホームページ（https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/shido/business/00002_20261023.html）に掲載している資料5の契約書（案）に記載しているとおりで、契約書第16条の違約金や第45条等の損害賠償等があります。